平成２３年（フ）第５９５号
熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘３丁目18番４号
破産者　隈部　恭生
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２５４号
大分市都町３丁目104番地の１
破産者　株式会社かんえい
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１６８号
大分市青崎２丁目６番10号
破産者　株式会社ダイニングサービスジャパン
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第１８１号
宮崎県日向市上町18番14号
破産者　株式会社玉屋家具
1　決定年月日　平成24年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第７９号
奈良県御所市大字増561番地
破産者　木村　　清
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１０１号
奈良県御所市大字戸毛1006番地の13、前住所御所市大字元町10番地の68
破産者　岸ノ上　翼（旧姓河野）
1　決定年月日　平成24年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１１２９号
北海道石狩市樽川７条２丁目130番地
破産者　木村　真哉
1　決定年月日　平成24年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７８２号
札幌市南区南沢３条１丁目８番12号
破産者　本間　鴻平
1　決定年月日　平成24年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５４４号
埼玉県本庄市柏１丁目３番４号　本庄スカイハイツＢ棟114号、開始決定時の住所埼玉県本庄市駅南１丁目４番１号
破産者　松原　健司
1　決定年月日　平成24年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第４１７号
福井市文京４丁目15番21号
破産者　井上一成こと　金　　一成
1　決定年月日　平成24年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４３３号
福井県吉田郡永平寺町松岡葵１丁目５番地
破産者　澤崎　信枝
1　決定年月日　平成24年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９８号
福井県吉田郡永平寺町松岡葵１丁目５番地
破産者　澤崎純一郎
1　決定年月日　平成24年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１００号
福井県坂井市春江町中庄第64号７番地９
破産者　國影　　淳
1　決定年月日　平成24年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０７号
福井市つくも２丁目８番４号
破産者　水口　秀則
1　決定年月日　平成24年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１４０号
福井県坂井市丸岡町新九頭竜１丁目18番地１
破産者　安野　秀樹
1　決定年月日　平成24年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１９０号
大阪府東大阪市吉松１－８－11　シャンス中村302号室、住民票上の住所福井県大野市有明町３番１号
破産者　谷口　通保
1　決定年月日　平成24年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１３７１号
名古屋市緑区ほら貝１丁目70番地
破産者　上田　秀夫
1　決定年月日　平成24年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４６６号
愛知県あま市西今宿梶村三62番地５
破産者　大島顕好こと　趙　　顕好
1　決定年月日　平成24年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４５３号
京都市左京区田中南大久保町53番地
破産者　喜多　茂康
1　決定年月日　平成24年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２３９号
神戸市北区八多町中601番地
破産者　大橋　貴司
1　決定年月日　平成24年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部